

広島女学院内部通報に関する規程

2015.11.24 制定

(目的)

第1条 本規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に則り、学校法人広島女学院（以下「法人」という。）の業務に関し、法令、法人寄附行為、法人諸規程等に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為等」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るための必要な体制を整備し、もって法人の健全な発展に資することを目的とする。

2 教育・研究に関する不正行為に係る処理については、「不正行為に係る告発の処理に関する規程」による。

(受付窓口)

第2条 法人は、法令違反行為等に関する通報及び相談（以下「内部通報等」という。）を受け付ける窓口を内部監査室長、理事長が指名する監事及び理事とする。（以下「受付窓口」という。）

(内部通報者)

第3条 本規程において内部通報等を行うことができる者（以下「内部通報者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人と雇用関係にある教職員
- (2) 法人の指揮命令下にある派遣労働者
- (3) 法人と第三者との間の契約に基づいて、法人においてその業務を遂行する労働者
- (4) 法人が経営する各学校の大学院生、学生、生徒及び保護者（幼稚園生の保護者を含む。）

(内部通報等の方法)

第4条 内部通報者は受付窓口に、電子メール、F a x、書面、電話及び面談による内部通報等を行うことができる。

2 内部監査室長が関係する内部通報等は、理事長が指名する監事及び理事のみが受け付ける。内部監査室長は自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(禁止事項)

第5条 内部通報者は、虚偽又は他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的の内部通報等を行ってはならない。

(通報への対応)

第6条 受付窓口は、内部通報等を受けた場合には、速やかに調査を開始しなければならない。ただし、内部通報等の事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(調査の実施・報告)

第7条 受付窓口は、内部通報等の事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 受付窓口は、前項の調査を行った後、個人情報の保護に配慮し、その事案の重要性を勘案しながら、調査結果を理事長に報告しなければならない
- 3 理事長は、前項の報告を受けた後、更に事実関係を調査するために調査委員会を設置することができる。
- 4 調査対象部署及び関連部署の教職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、受付窓口から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第8条 理事長、受付窓口及び前条第3項により設置された調査委員会の委員（以下「調査委員」という。）は、その職務の遂行に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 内部通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 2 理事長、内部監査室長、受付窓口及び調査委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。

(是正措置)

第9条 理事長は調査の結果（第7条第1項の調査結果及び同条第3項の調査委員会の調査結果をいう。次条において同じ。）、不正行為が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに理事会に報告しなければならない。

(処分)

第10条 理事長は調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課することができる。

(内部通報者の保護)

第11条 法人は、内部通報者が内部通報等を行ったことを理由として、内部通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 法人は、内部通報者が内部通報等を行ったことを理由として、内部通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を執らなければならない。
- 3 理事長は、内部通報者に対して不利益取扱いや嫌がらせを行った者（内部通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、前条の規定に準じて処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第12条 この規程に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、通報された内容及び調査で知り得た個人情報を開示してはならない。

2 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

(通知)

第13条 理事長は、内部通報者に対して、被通報者（不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、調査の実施の有無、調査結果及び是正結果を遅滞なく通知しなければならない。

(事後確認)

第14条 内部監査室長は、第9条の是正措置等の実施後、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 内部通報者への不利益な取り扱いがないこと。

(事務)

第15条 この規程において定める事務は、内部監査室において処理する。

(雑則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(除外規定)

(規程の改正)

第17条 本規程の改正は、理事会において行う。

附 則

本規程は、制定日から施行する。